

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

改正の理由

教員特殊業務手当のうち部活動指導業務に従事した場合に支給する手当については、本県で開催を予定している第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会に向け、部活動が競技力の強化において果たしている役割の重要性に鑑み、特例を設けているところであるが、両大会の開催が令和7年度に延期されたことに伴い、特例の対象期間の延長を行うため、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

部活動指導業務に従事した場合に支給する手当額の特例の対象期間を令和8年3月31日まで延長する。(公布の日から施行)

【参考】

改正前	改正後
<p>●部活動指導業務に従事した時間が引き続き3時間程度である場合</p> <p>⇒ 2,700円を支給 原則</p>	同左
<p>※ただし、H31.4.1～H37.3.31までの間においては、</p> <p>●大会、コンクール、対外練習試合その他これらに準ずると人事委員会が認めるものにおいて業務に従事した時間が引き続き4時間程度である場合</p> <p>⇒ 3,600円を支給 特例</p>	<p>※ただし、H31.4.1～R8.3.31までの間においては、</p> <p>同左</p>

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略 付則</p> <p>1 省略</p> <p>2 平成31年4月1日から平成37年3月31日までの間における第4条第2項の規定の適用については、同項第6号中「2,700円」とあるのは、「2,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、3,600円）」とする。</p>	<p>本則 省略 付則</p> <p>1 省略</p> <p>2 平成31年4月1日から令和8年3月31日までの間における第4条第2項の規定の適用については、同項第6号中「2,700円」とあるのは、「2,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、3,600円）」とする。</p>